掛川市規則第1号

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市税条例施行規則(平成17年掛川市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び資産税課長」を「、資産税課長及び国保年金課長」に改め、同項第 2号中「及び資産税課」を「、資産税課及び国保年金課」に改める。

第13条第1号中「固定資産税の非課税規定適用申請書」を「固定資産税の非課税規定適用申告書」 に改める。

様式第22号を次のように改める。

		(表面	j)								
		年度市民税・県民税 申告書		整理	理番号					長	あて
現住所				業種	又は職	業				提出年月日	
					話番号						
フリガナ		様		個。	人番号	年月日		世帯主	の氏々	続柄	
氏 名		印		明・大昭・平		平力 L		E W 主	の以右	ניוו מעוד	
3 所得か	いら差し	引かれる金額に関する事項	,							"	
		損害の原因 損害年月日 損害を受けた資	産の利	重類		事業	営業等	ア			円
⑩ 雑 損 控	除	損害金額 保険金などで補てんされる金額 差別損失額のうち災割	原東子中の	ANTI	-	不	動 産	イ ウ			
		1月 日 並 財	*JUE-XILIV	H	1	利	子	エ			
	·#: F\	支払った医療費等 保険金などで補てんされる金額 セル	フメデ	1	収	配	当	オ			
医療費持	笠 床	円 円 税制	・ション リを適用		入	給	与	カ			
		社会保険の種類 支払った保険	料		金	雑	公的年金等	+			
⑫ 社会保隆 控	給 料			円	額等	<u>\$46</u>	を の 他 期	クケ			
控	除				-4	総合譲	長 期	2			
		合 計			-	渡	時	サ			
		新生命保険料の計 旧生命保険料の	計			事	営業等	①			
		FI	n =1	円		業	農業	2			
鱼 生命保隆 控	険 料 除	新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の 円	り計	円		不	動 産	3			
12	1241	介護医療保険料の計			2	利	子	4			
		Ħ			所	配	当	5			
15地震保险	険 料	地 震 保 険 料 の 計 旧長期損害保険料の	か計		得	ĦL					
控	除	四□寡婦(寡夫)控除) □□勤労学生控除		円	金額	給	与	6			
⑯~⑰ 寡婦(寡 勤労学生	夫)、 控除	(学校名)			假		雑	7			
		□離婚□未帰還		ψπ.		総合	↑譲渡・一時	8			
		氏名 障害の程度 身・精・療		級度		合	計	9			
® 障害者指	空除	個人番号									
		氏名 障害の程度 身・精・療		級度		稚	損 控 除	10			
		個人番号				医	療費控除	111			
19~20 配偶者控	除 • *	配偶者 生年月日 明・大・昭・平 . 氏 名 RR東から計所得金回	•	円	4 所	社会	:保険料控除	12			
配偶	除	大名			得	小	規模企業	13			
	氏名		続柄		カゝ		等掛金控除 分保険料控除	14)			
20	-	月日 昭・平 の区分 口別店 個人番号		万円	6	工川	1 体 陜 杆 庄 床				
扶	氏名	生年 明・大	続		差	地震	保険料控除	15			
養控	2	月日 昭・平 の区分 □別居 個人番号		万円	し引	寡婦	(寡夫)控除	16			
除	氏名	生年 明・大 同・帰 □同居			カ	勤;	労 学 生 、 害 者 控 除	∅~			
	3	月日 昭・平 の区分 □別居 個人番号		万円	ħ		男 者 控 除	18			
2 16	氏名	生年 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		2010	る						
(成 未)	1	月日 平 の区分 □別居 個人番号	枘		金額	配 偶	者特別控除	20			
(控除対象外)	氏名	生年 尾服 □同居			HA.	扶	養 控 除	20			
(控除対象外)	2	月日 平 の区分 □別居 個人番号	柄			基	礎 控 除	23			
別居の扶養	美親族等	がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び 扶養控除		万円		合	計	29			
住所を記力 5 事業専		ださい。 類の合計 類の合計 類の合計 類の合計 数									
氏名	. ,	東 明・大 専従者給与									
1 個人番	* 号										
氏名		東後者給与									
2		月月 昭・平 (控除額)									

(裏面)

6 給与所得の内訳(源泉徴収票のない方)

	111 3 101 13 - 1	4 19 4 (103	
月	日給	勤務日数	月収
1		_	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
	賞与等		PI
	合計金額		円
勤新番	務先所在地 務先・電話 号等	電話	

7 事業・不動産所得に関する事項

	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
/月 1寸 ジ 1里 規	別付の主する物別	収入並順	少女性貝
		円	P
8 配当所得に関する	事項		
配当所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額(A)	必要経費(B)
		円	
Aの合計金額を表面の収入 Cの金額を表面の所得金額	人金額等の欄オヘ転記してください。 質欄⑤へ転記してください。	合計(A-Bの計)	С
9 雑(その他)所得に	関する事項		
種目	所得の生ずる場所	収入金額(A)	必要経費(B)
		円	

10 総合譲渡・一時所得に関する事項

		収入金額(A)	必要経費(B)	差引金額(A-B)=(C)	特別控除(D)	所得金	≿額(C−D)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	ケ	円
松石碳级	長 期					п	
_	時					サ	
		原を表面の収入金額等の欄ケ・コ 質欄⑧へ転記してください。	サーそれぞれ転記してください。	合計ケ+〔	$(2 + #) \times 1/2$	Е	

Aの合計金額を表面の収入金額等の欄クへ転記してください。 Cの金額と公的年金等の所得金額の合計を表面の所得金額欄 ⑦へ転記してください。

11 分離課税等所得の内訳

	種目	収入金額(A)	必要経費(B)	差引金額(A-B)=(C)	特別控除(D)	所得金額(C-D)
分離短期		円	円	円	円	円
分離長期						
株・先物						
株配当						
					特例適用条文	

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏名	個人番号		1 1	1	1 1	1	住所	
2	氏名	個人番号		1 1	l			住所	

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄へ 配当割額又は株式等譲渡所得割額を記入してください。

配	当	割	額	控	除	額
株式	じ等に	譲渡	所得	割額	控	余額

14 寄附金に関する事項

都道府県、	市区町村分	円
住所地の共同募	金会、日赤支部分	円
条例指定分	都道府県	円
来例拍走分	市区町村	円

支出した寄附金に応じて、各欄へそれぞれ寄附した金額を記入してください。

※65歳以上の方の公的年金に係る市県民税については、給与からの引き去り(特別徴収)はできません。

◎非課税証明書発行・国民健康保険税算出等の参考資料になりますのでご協力ください。

 前年中に 所得のなかった方 の記入欄
 1. 右記の人に扶養 (仕送)されていた
 氏名
 あなたとの続柄

 2. 次の年金を受給している
 a. 遺族年金
 b. 障害年金

 3. 無職だった
 a. 失業保険を受給
 b. 求職中
 c. 家事手伝い
 d. 家族の介護・看病

 で囲んで 記入してく ださい
 4. その他
 (昨年の状況を記入してください)
 ◎上場株式等の配当所得又は譲渡所得に係る市民税・県民税の課税方式

С

合計(A-Bの計)

※市民税・県民税が特別徴収されているものに限ります。

	□総合課税
上場株式等の 配当所得	□申告分離課税
	□申告不要制度適用
上場株式等の 譲渡所得	□申告不要制度適用

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

様式第36号及び様式第37号を次のように改める。

固定資産税の非課税規定適用申告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

	住 所	
由生类	(ふりがな) 氏 名	(P)
申告者	個人番号 又は 法人番号	
	電話番号	

地方税法第348条第2項の規定により、固定資産の非課税の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

1	土地、家屋									
土井	也、家屋の別	所 在、	地 番	: 家屋番号 地 目 又 は 家屋 家屋の種類 家屋			屋の構造 床		用	途
2	償却資産									
	所 在	生	地	種類類			量	用		途
3	設立、登録、	登記開始	1年月日	4 土地の	区域変更年月	日 5 頁	直接その	の用に供	し始め	た時期
6	添付書類		7	その他。	必要な事	項				

(注)

- 1 法人にあっては、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、番号法に基づき通知された個人番号又は法人番号を記載してください。共有の場合は、代表者の個人番号又は法人番号を記載してください。

固定資産税非課税事由消滅申告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

	住 所	
H H +	(ふりがな) 氏 名	(II)
申告者	法人番号	
	電話番号	

次の固定資産について地方税法第348条第2項 の規定により固定資産税の非課税の規定 の適用を受けていましたが、直接その用に供しない(有料で使用させる)こととなりましたので、 掛川市税条例第66条の規定により申告します。

1 土地又は家屋

土 地、 家屋の別	所在、 地 番	家屋番号	地 目 又 は 家屋の種類	家屋の構造	地積又は 床 面 積	用	途

2 償却資産

所	在	地	種	類	数	量	用	途

- 3 直接その用途に供しなくなった年月日 (有料で使用させることとなった年月日) 年 月 日
- 4 その他必要な事項

(注)

- 1 法人にあっては、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の 氏名を記載してください。
- 2 「法人番号」欄には、番号法に基づき通知された法人番号を記載してください。共有の場合は、代表者の法人番号を記載してください。

様式第42号(1枚目)中「、口座振替及び納税相談」を「及び口座振替」に改める。 様式第44号中「規定により申請のあった」を「規定による」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。